

『車両系建設機械運転技能講習』 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)

機体重量3 t以上の車両系建設機械(整地等)の運転作業に従事する方は、労働安全衛生法に基づく運転技能講習を修了しなければならないことが義務づけられています。

当協会では労働災害防止を図るため、知識・技能習得の講習会を下記のとおり開催致します。

なお、本講習は、福岡労働局長登録教習機関の(公社)福岡県労働基準協会連合会に委託しております。

【修了証で運転できる代表的な建設機械】

整地・運搬・積込み用機械	ブルドーザー、トラクターショベル、スクレープドーザー スクレーパー、モーターグレーダー、ずり積機
掘削用機械	パワーショベル、ドラグショベル(バックホウ)、コラムシエル ドラグライン、バケット掘削機、トレンチャー

1. 日 程

第1回	2020	4月 6日～10日(月～金)	第7回		10月26日～30日(月～金)
第2回		5月25日～29日(月～金)	第8回		11月16日～20日(月～金)
第3回		6月22日～26日(月～金)	第9回	2021	1月18日～22日(月～金)
第4回		7月27日～31日(月～金)	第10回		3月 1日～ 5日(月～金)
第5回		8月24日～28日(月～金)	時間:一日目 8:30～ 二日目以降:8:00～		
第6回		9月28日～10月2日(月～金)			

※ 受講希望者が少数の場合は中止若しくは延期する場合がございますので、ご了承願います。

2. 場 所:(公社)福岡県労働基準協会連合会 戸畑会場(戸畑区中原 46-1)

3. 受講料・テキスト代(消費税込み)

日数	受 講 区 分
2日	・大型特殊自動車運転免許所持者 ・自動車運転免許を有し、車両系建設機械(整地等)(解体用)、不整地運搬車特別教育のいずれかを修了し、その後3ヶ月以上の経験がある方 ★ 特別教育修了証と事業主証明が必要です ・不整地運搬車運転技能講習修了者
5日	・上記以外(全科目受講の方)

4. 受講料・テキスト代(消費税込み) (単位:円)

日数	時間	受講料	テキスト代	受講料合計
2日	14H	44,000	1,650	45,650
5日	38H	82,500		84,150

※講習時間と別に、学科・実技それぞれ修了試験を行います。

5. 受講資格:満18歳以上の方。

6. 申込み方法:

・若松労働基準協会にて定員の空き状況を確認の上、先に電話でご予約願います。

・技能講習受講申込書に必要事項を記入の上、①～③を添えて若松労働基準協会へお申込み下さい。
(受講申請書は当協会のホームページ上にあります)

① 証明写真1枚(正面・無帽・無背景・不鮮明な写真不可・縦30mm×横24mm)の裏面に氏名を記入して、申請書に貼付けしてお申込み下さい。

② 記載事項確認書のコピー

③ 講習一部免除の方は、それを証明する資格証のコピー。

講習一部免除の資格証や修了証は、原本を講習初日の受付時に確認させていただきますので、必ずご持参し提示願います。講習期間中に確認できない場合は、受講不可となります。

- ④ 受講票等は、受講料振込みを確認後、受講日1週間前を目処に送付致します。
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しは致しませんのでご了承下さい。
※ 申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては講習会以外での利用は致しませんのでご了承ください。

7. 連絡先・振込先等

公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 若松支部（若松労働基準協会）
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階
TEL：093-751-6563、 **FAX：093-863-6567**
受講料振込先：北九州銀行若松支店（普通預金）NO.6149469
口座名：公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 若松支部
（振込手数料は貴社にてご負担願います）

8. 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）ご利用のすすめ【労働局扱い】

中小建設事業主等が、雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合、経費及び賃金の一部を助成する制度です。

支給要件

- ・資本金3億円以下または従業員300人以下であること。
- ・雇用保険の適用事業所で、保険料率が12.0/1,000であること
- ・講習を受ける者が被保険者であること

助成内容

- ・経費助成（受講料等）、賃金助成（日当）

注)事業所ごとに助成額が異なる場合があります。

手続方法

上記助成金をご利用の場合は、受講申請時に当協会へ連絡願います。

（講習修了後、連合会より助成金請求に必要な書類を送付しますので、到着後は事業所より申請してください。）

- ・各種手続き不備により助成金が支給されない等のトラブルは当協会は一切の責任を負いかねますのでご承知おきください。

特別教育修了後の 運転業務の経験証明

I. 特別教育の修了証を添付して下さい。

※ 修了証の無い方は特別教育の実施記録を添付して下さい。

II. 証明欄

運転業務従事期間 S・H・R 年 月 日 ~ S・H・R 年 月 日

主に運転した機械 [ドラグショベル・トラクターショベル・パワーショベル・
ブルドーザー・不整地運搬車]
{その他 () }

メーカー名 :

型 式 :

機体重量 :

トン

(不整地運搬車は最大積載量)

[車両系(整地等)・車両系(解体用)・不整地運搬車] 特別教育修了後の
運転業務経験は、上記の通り相違ありません。

受講者氏名 : _____ (印)

※ 本人直筆の場合は捺印不要

上記の申請者が [車両系(整地等)・車両系(解体用)・不整地運搬車]
特別教育修了後の運転業務について証明いたします。

年 月 日

事業所名 :

所在地 :

(印)

事業者職氏名 : _____

(印)

※ 自己証明不可